



2011年(平成23年)11月25日

日本スポーツ法学会事務局

〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目3番3号

柏原ビル2階 京橋法律事務所内

TEL 03-3548-2073 FAX 03-3548-2071

E-MAIL : qshirai@shirai-law.gr.jp

<http://jsla.gr.jp/>

発行人 浦川道太郎

編集人 白井久明



本年度の夏期合同研究会が、2011年7月4日に仙台大学において開催された。今回は、仙台大学との共催で、「東日本大震災とスポーツを考える」を全体テーマとした。

当学会から、まず、山崎卓也会員（弁護士）より「東日本大震災がプロスポーツに与えた影響と法的問題」について報告がなされた。同氏の経験談やNPBとJリーグの対応を比較しながら、プロ野球開幕問題やプロスポーツにおける外国人選手の帰国に関する契約問題について解説された。次いで鈴木知幸会員（国際武道大）より「東日本大震災における公共スポーツ施設の被災及び対応状況に関する実態調査の中間報告」があり、2011年6月現在における自治体からの回答をグラフ化するなど視覚的にも分かりやすい説明がなされた。最終的には、実態調査にとどまらず、自治体に提言を行うところまで踏み込みたいとのことであった。続いて、同氏より「スポーツ振興法とス



宮城県土生善弘氏

ツ基本法の比較にみえるスポーツの意義」について報告がなされた。スポーツ振興法を改正する形で制定されたスポーツ基本法について、両法の比較検討を通じて、同氏の意見が歯切れよく述べられた。スポーツによる社会支援、小中学校から「スポーツの教育」をすべきこと、スポーツ院の創設、スポーツ門前町構想、寄付支援社会の構築などスポーツ基本法を通じてスポーツの価値を高めるための斬新な提言がなされた。

最後に、弁護士伊東卓氏より「スポーツにおける法の支配」について報告がなされた。スポーツ基本法にスポーツ権が明記された意義及びスポーツにおける法の支配について具体例を挙げて説明がなされた。今後の課題として、国内法の整備などスポーツ権に応えうる制度を充実させていくべき旨、及び法の支配の意識の向上のため啓発活動を行って、暴力やセクハラ等で嫌な思いをしてスポーツをやめる人を少なくしていく必要がある旨が指摘された。

次に仙台大学側から、まず、宮城県教育庁スポーツ健康課主幹・スポーツ振興班班長土生善弘氏より「被災地の現状」について報告がなされた。震災被害の状況やその後の支援状況の報告の後、宮城県におけるスポーツの



日本スポーツ法学会会長浦川道太郎氏

現状が紹介された。同氏によれば、震災があったとしてもスポーツに関する営みは歩みを止めずに継続することが必要であるが、スポーツに関する講習会等は中止となり、スポーツ施設は避難所や仮設住宅用地等に転用されているという悲しい実態が報告された。締めくくりで述べられた「復興×スポーツ=人づくり・町づくり・絆づくり」というフレーズが強く印象に残った。



仙台大・橋本実氏

次に、仙台大学教授・健康管理センター長の橋本実氏より「スポーツに関わるニーズや潜在的課題」について報告がなされた。仙台大学では、教員と学生が瓦礫撤去・泥搔き・糧食調達などの支援活動のほか、避難所や仮設住宅を回ってエコノミークラス症候群の予防のための運動指導を実施してきたこと、また、震災後当初はスポーツをする雰囲気ではなかったが、3か月を過ぎた頃から運動をしたいという要望が出され、仙台大学でバレーボール大会を開いたことが報告された。被災地のスポーツ環境について、スポーツ施設は避難所等に転用され、避難者をはじめ人々は様々な理由からスポーツをすることが制限されている状況にあり、いかにスポーツができる環境を作っていくかが今後の課題であると指摘された。

最後に、仙台大学教授・スポーツ情報マスメディア研究所所長の山内亨氏より、「スポーツは何を『つなぐ』のか」について報告がなされた。仙台を本拠地とするスポーツ選手達が震災直後、何を感じていたかが紹介された後、被災地の現状について、沿岸部ではスポーツする場所が確保できないために内陸部に移動して活動せざるを得ないこと、被災地では人手不足のために外部からの支援物資に対応しきれていないことが報告された。このような現場のニーズに応えるため、仙台大学では「スポーツ＆ヘルスコンシェルジュ」プロジェクトを立ち上げ、被災地に対する支援の申出や被災地からの支援の要請を集約し、同大学の知識・施設・人材を用いて「つなぐ」活動をしていることが紹介された。

意見交換の部において、学生ボランティア活動を引率した仙台大学関係者から、被災地に足を運びスポーツを支えている社会の実状を見て考えることが重要である旨の意見が述べられた。また、今後の支援について、被災地は千差万別の問題を抱えており、各々の状況に合わせて活動していくことが必要であると指摘された。このほか会場から多くの意見や質問が出され、予定の時間を大幅に過ぎるほど活発に議論が展開された。

(大橋卓生・武田丈太郎 記)

アジアスポーツ法学会 第4回大会報告

アジアスポーツ法学会（ASLA）の第4回大会が、韓国・江陵市（Gangreung-si）の関東大学校（Kwang-dong University）で10月28日（金）～30日（日）の日程で開催された。参加者は、井上・竹之下両副会長、山崎・崔両理事の4名であった。

28日午後4時30分から、HASLLAホテルで開会式典が開催され、午後6時30分からレセプションに移る予定のところ、開会式典前に行われたバスによる観光ツアーでバス事故が発生し、バスに同乗していたASLA参加者十数名が負傷した。乗車していた井上副会長、崔理事は幸いにも打撲による軽症で済んだが、中国から代表として参加した方が顔面に大けがを負つて入院された。同乗者全員が救急車で病院に運ばれたため、開会式の開催が大幅に遅れ、午後9時頃から行われた。井上副会長による浦川会長の挨拶代読が行われた。

29日（土）の午前には、竹之下副会長が「日本におけるスポーツ仲裁の現状とスポーツ基本法制定がスポーツ仲裁に及ぼす影響」について発表された。その他CAS仲裁人であるオーストラリアの弁護士、スイス、ドイツ、インドの研究者、イランのオリンピック委員会関係者などのプレゼンテーションが行われた。午後は3部に分かれて会議が行われ、第1部会では山崎理事によりアジアスポーツ仲裁裁判所（ACAS）の設立に関する意見表明が行われた。その内容の要旨は以下の通りである。

「アジアのスポーツ法の現状はいまだに欧米に大きく後れをとっている、FIFAルールの無視やスポーツ団体による仲裁拒否など、アジア各国でスポーツに関する基本的な権利さえも十分保障されていない中でACASが機能するかは疑問である。むしろ、しっかりした国内スポーツ仲裁の定着や、最近日本で成立したスポーツ基本法に定められたようなスポーツ権を各国で認めさせるアプローチの方が先決であり、具体的に

はアジアスポーツ憲章のようなものを議論して作って行くことがアジアのスポーツ法学発展のために重要であり、それこそ我々がやるべきことではないか」

この内容はACASの必要性について批判的に述べたものだったが、終了後、多くの出席者から賛同する旨のコメントが寄せられ、今後この問題が蒸し返されることはないだろうと確信する状況であった。

その他、インドネシア、台湾さらには韓国から発表が行われ、大会プログラムは終了した。

ASLA理事会報告

理事会は、午後6時すぎから行われた。中国からの唯一の参加者が入院したため、崔理事が病院で中国側の意向を聞き取った上で、日本4名、韓国4名で理事会を行われた。

理事の選出等

理事については各国7名を維持することを確認し、日本から浦川、井上、竹之下、望月、菅原、森川、山崎の7名が承認された。

会長については、次回開催国の代表が会長に就くこととし、次回開催国である中国から会長を出すことになった（監事も開催国中国から指名）。ASLAの会長は必ずしも会員学会の会長である必要はないということも確認された。また今回選出された役員は、次回2013年のASLAの際の理事会までを任期とすることが確認された。

新たな会員国

新たな会員国について、日本からは、会員資格の内規を作ることが必要である、具体的には、①それぞれの国の学術登録団体に登録されていること、②過去5年間学会を開いているか、学会誌を出していること、という要件を少なくとも設けるべきという提案をし、韓国もこれに賛同した。中国は次期開催国であることとの関係で、役員招聘費用の増加を帰結することになる会員の増加には消極的であった。したがって、インドの参加については、会員資格に関する考え方と正式入会が2013年以降になる旨を韓国から伝えることになった。

ACAS問題

ACASについては、クマール(Kumar)氏をめぐるこれまでの経緯もあった上に、他方で、CASがアジア支部を作る動きもあることから、今後進めていくことは難しいという考えが延会長自身から示され、一同これに賛同した。

アジアスポーツ憲章プロジェクト委員会

各国から1名ずつから成るアジアスポーツ憲章に関

するプロジェクト委員会を作つて具体的な議論を進めていくべきではないかという提案があり、中国の意向も聞いて進めるうことになった。あまり宣言的なものは意味がないので、政府も関与するようなものをいかに作つて行くかについて議論を進めていくことになった。

その他

日本側から、次回開催の場所と時期をできれば半年前までに決めてほしいという要請を中国にするよう延会長に申し入れをした。また、今回の大会では、結果的にはほとんどのプレゼンが英語で行われ（一部韓国語）、日本語ならびに中国語でのプレゼンは行われなかつた。そこで今後のASLA大会について、英語を公式言語とするかどうかについても議論をしたが、延会長は、今の段階では英語に一本化するのは難しいので、とりあえず現状維持（各国言語で行う）でいきたいという意向を示した。

（山崎卓也・竹之下義弘 記）



第8回スポーツ仲裁シンポジウム報告

スポーツ仲裁シンポジウムは、年1回日本スポーツ仲裁機構（JSAA）が、当機構の活動及びスポーツに関する紛争に解決と予防の重要性について、アスリート、競技団体関係者を始め、広く一般に周知することを目的として開催している。今年度は、第8回として「スポーツ法の現代的課題～スポーツ基本法、アンチ・ドーピング、スポーツ団体のガバナンス～」をテーマに、六本木アカデミーヒルズ49のオーディトリアムにて約180名弱が参加して開催された。

基調講演では、最初に文部科学副大臣である奥村辰三氏が、「スポーツ基本法について～スポーツ立国を目指して～」というテーマで、スポーツ基本法の制定の経緯、スポーツ基本法についての主なポイント、基本理念とともに、財政的な支援・援助、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決としての仲裁、又はドーピング防止等について講演された。

つづいて、世界ドーピング防止機構（WADA）事務総長であるデヴィッド・ハウマン氏による「ドーピング防止政策の新しいトレンド（New Trends in Anti-doping policy）」をテーマとする講演が行われた。まず、WADAとしてのドーピング防止の現状評価について触れた後、4つの課題について講演があった。4つの課題は、第1に、ドーピング防止の対策において、検査だけではなく警察や税関などの関係政府機関と連携した調査活動が必要になってくること、第2に、闇市場がドーピングのための薬物や医薬品に手を広げつつあること、第3に、ドーピングの手口が巧妙化していること、第4に、ドーピング防止のコストが増大していること等が挙げられた。

パネルディスカッションでは、パネリストとして財団法人日本水泳連盟会長の佐野和夫氏、財団法人日本レスリング協会会長の福田富昭氏、弁護士の望月浩一郎氏、そして法政大学スポーツ健康学部教授の山本浩氏が登壇した。また、コーディネーターは、JSAA執行理事で弁護士の上柳敏郎氏が務めた。パネルディスカッションは、「スポーツが切り開く未来～スポーツ団体のガバナンス～」をテーマに、大きく分けて3つの小テーマをもとに、活発な意見交換が行われた。1点目は、「スポーツ基本法を生かす」、2点目は、「ガバナンス強化に向けて」、3点目は、「スポーツが切り開く未来」である。

シンポジウムは、前半の2つの基調講演及び後半のパネルディスカッションの終わりに質疑応答の時間を設け、基調講演者及びパネリスト等とシンポジウム参加者との積極的な対話がみられ、参加者の興味関心の高さがうかがえた。

（一般財団法人日本スポーツ仲裁機構
　　櫛田葉子 記）

オブザーバー：篠崎雄彦（成文堂）

【審議事項】

1. ACAS対応の件

浦川会長より、韓国スポーツ&エンターテインメント法学会延会長宛の抗議文の案文が示され、了承された。

山崎理事より、インドのクマール教授宛の抗議文の案文が示され、これを諮ったところ、満場一致で可決した。

抗議文の内容及び送付について、浦川会長、山崎理事及び斎藤理事に一任することが了承された。

2. 研究者会員勧誘の呼びかけ

浦川会長より、当学会の研究者会員を増やすために、役員各自心当たりのある研究者を勧誘するよう説明があり、勧誘のための文書案が示され、これを諮ったところ、文書内容について浦川会長に一任することが了承された。

3. 基本法解説書

スポーツ基本法の解説書「詳解スポーツ基本法」の執筆要領、構成案、執筆担当者の割当及び当学会と執筆者との間の取り決め事項（覚書）について、望月理事より説明がなされ、議論の結果、以下の修正・追加をすることで了承された。

①執筆依頼や執筆要領など各種資料は、成文堂より各執筆者に送付する。

②執筆者と当学会の取り決め事項（覚書）に、書籍の電子化について学会一任する旨、及び著者留保を明記する。

最後に、原稿締切は、年末の大会前に発売するため、平成23年9月30日厳守することが確認された。

4. 学会大会のテーマ

白井事務局長より、スポーツ基本法をテーマにすることが確認され、今後、各自MLで具体的なアイデアを投稿してもらい、次回（9月10日）理事会で決定することが了承された。

5. 入会申込

申し込みのあった5名の入会が承認された。

和田隆夫（研究者・大阪体育大学）、西浦善彦（弁護士）、藤川武揚（弁護士）、伊東満彦（弁護士）、藤吉修崇（司法修習生）

6. HP移転

白井事務局長より、当学会のHPを移転するにあたりドメイン名を決める必要がある旨説明がなされ、“JSLA”で取得できるドメインを取得することが確認

理事会議事要録

◆◆ 第 2 回 理 事 会 ◆◆

日時：2011年7月24日(日)11:00～

場所：仙台大学第五体育館内会議室

出席理事：浦川道太郎会長、竹之下義弘副会長、
井上洋一副会長、白井久明事務局長、笠井修、
桂充弘、川井圭司、酒井俊皓、佐藤千春、菅原哲朗、
崔光日、辻口信良、中村祐司、望月浩一郎、森川貞夫、
森浩寿、山崎卓也

出席監事：諏訪伸夫、鈴木知幸

委任状提出：斎藤健司、道垣内正人、宮内孝知、
吉田勝光

された。

7. 年報・会報

年報原稿の締切が本年7月31日であることが確認された。

会報について、専門部会の活動があれば活動報告等を掲載する旨の説明がなされた。これに関して、各専門委員会の活動状況について議論され、各委員会とも活性化を図り、具体的な方針を定めて活動していくことが確認された。スポーツ基本法立法専門委員会は、スポーツ基本法が成立したため、名称を変更して、基本法に関する勉強会などの活動を継続することが確認された。

◆◆◆ 第3回理事会 ◆◆◆

日時：2011年9月10日（土）13：00～

場所：早稲田大学9号館5階第二会議室

出席理事：竹之下義弘副会長、井上洋一副会長、

白井久明事務局長、笠井修、齋藤健司、佐藤千春、

崔光日、道垣内正人、望月浩一郎、森川貞夫、森浩寿

出席監事：諏訪伸夫、鈴木知幸

委任状提出：浦川道太郎会長、桂充弘、川井圭司、

酒井俊皓、菅原哲朗、辻口信良、中村祐司、山崎卓也、

宮内孝知

【報告事項】

1. 会報・会費請求・自由研究発表要項の発送の件

白井事務局長より、学会員宛に会費請求や郵便物を送付したところ、返送されてくることが多く、承継した会員ファイルが古いことが判明したため、整理を行い、実態をチェックしている旨が報告された。

2. ホームページの移行の件

白井事務局長より、新ドメイン（jsla.gr.jp）を取得し、かつレンタルサーバーの手配が完了した旨並びにその費用額が報告された。次いで、当学会のHPを新ドメインに移行した旨報告があった。これを機にHPの内容の見直しを行っていきたい旨提案がなされ、メールなどで意見交換していくことが確認された。

3. 将来の検討事項

白井事務局長より、当学会の将来の検討事項として、次の2点が報告された。

①一般社団法人化

②学会の著作権規程の整備

【審議事項】

1. ACAS問題及びアジアスポーツ法学会の国際カンファレンス（10月27～29日、韓国・ソウル）参加の件

齋藤理事より、ACAS問題について経緯の説明がなされ、議長より、これまでに当学会がとった対応と延教授及びクマール教授の回答状況について報告がなされた。

延教授からは、クマール教授のACAS設立完了の発表は誤りであるので、クマール教授に対して、誤りを是正するように努める、ACASの議事録は公表されないようにしておこうが、その内容の虚偽の有無については、今回の学会にて議論し、誤りであれば訂正したい、などの回答があった。クマール教授からは回答がなかったので、2度目の抗議メールを発送済みである（回答期限9月9日）。

議長より、事前に三役（浦川会長、竹之下副会長及び白井事務局長）にて本件の対応について協議をした結果が、次のとおり報告された。

①延教授のクマール教授に対する働きかけによる是正措置が奏功するか見守ることにする。

②10月27日～29日に開催されるASLAには、竹之下副会長は出席する。

③ASLAプログラムによると、10月29日のASLAの第一セッションで、Foundation for the Sports Arbitration Tribunal of Asia (SATA)が議論されるため、このセッションには当学会の理事が出席し、当学会の立場を明確に表明する。

④ASLAの第一セッションで表明する当学会の立場は、事前に作成し、必要があれば、国内関係者に配布するとともに、前もって延教授に送付する。

⑤上記④に述べた日本スポーツ法学会のSATA設立に対する立場は、ASLAとの関連もあるため、草稿の起草を山崎理事及び齋藤理事にお願いし、浦川会長も作成に協力する。なお、この草稿（日本語）について、9月24日午後の理事懇談会（後述）で出席理事の意見を求め、完成版とする。

上記について、議長より、山崎理事からASLAに出席すること、及び当学会の意見書の草稿の起案について快諾があった旨報告がなされた。

以上を踏まえて、本件の討議に入った。

道垣内理事より、JSAAの立場として、本件に関与せず静観する旨が表明された。

議長より、現在のところ、議長及び山崎理事がASLAに出席する予定であること、ASLAに出席するのであれば、本件の問題の内容を把握し、当学会の意見を述べることができる人物を派遣する必要がある旨との説明がなされた。

本件は、引き続き、浦川会長も参加する9月24日の理事懇談会で検討することとされた。

2. 入退会の件

入会申し込みのあった4名全ての入会が承認された。また、1名の退会があったことが報告された。

吉田光成（文部科学省）、金紀彦（弁護士）、金永聖（筑波大学大学院生）、遠藤利明（衆議院議員）

3. 年報の件

斎藤理事より、年報に掲載する論文について、緩やかな査読制（投稿論文の掲載を前提にし、内容の是正を図る趣旨で査読を行うこと）の採用が提案された。提案理由は、次のとおりである。

①投稿論文につき、これまで問題のある原稿はなかったが、内容的に少しずつ心配になるような原稿がしてきた。

②若手研究者にとっては、査読を経て論文を公表した方が実績となる。

同理事の提案の骨子は、まず、現行の原稿執筆要綱を修正して、査読制の大枠を作り、査読制の詳細については別途検討のうえ定めることとしたい、とのことであり、同理事より、原稿執筆要綱の修正案が提示・説明された。

議長が斎藤理事提案の原稿執筆要綱修正案について諮ったところ、活発な議論がなされた後、同修正案を承し、査読制の詳細の起草を斎藤理事に一任した。

4. スポーツ基本法の解説書の出版契約の件

成文堂との出版契約に関し、当学会で一定程度書籍の買い取りをすることの可否について理事の意見を収集したところ、各理事とも買い取りに否定的な意見であり、販売保証をするにとどめるべきとの意見が大勢を占めたため、竹之下議長は、交渉担当（白井事務局長、森川理事、鈴木監事及び入澤会員）に対し、かかる点に注意をして交渉にあたるよう指示をした。

5. 第19回大会の件

第19回学会大会のテーマについて、予め提出された白井事務局長案（スポーツ基本法関連）及び山崎理事案（八百長問題）について活発に議論した結果、「スポーツ基本法」をテーマにすることとなった。そして、タイトルを「スポーツ基本法の制定とスポーツの今後の課題」と決定した。

具体的な内容は、基調講演者及びシンポジストが決定したうえで決めることとし、基調講演者及びシンポジスト候補者の選定について、三役に一任することが了承された。

最後に、自由研究発表の取扱いについて、白井事務局長より、自由研究発表の申込が9件あるが、通例1人あたり持ち時間が30分であるため、一會場ではスケジュール的に申込者全員の発表は不可能であることが報告された。この点に関しては、浦川会長に問い合わせ、二会場を押さえることができるか確認したうえで、対処することとされた。

◆◆◆ 第4回理事会 ◆◆◆

日時：2011年10月22日（土）13:00～

場所：早稲田大学9号館5階第2会議室

出席理事：竹之下義弘副会長、井上洋一副会長、白井久明事務局長、笠井修、斎藤健司、佐藤千春、菅原哲朗、崔光日、望月浩一郎、森川貞夫、森浩寿、山崎卓也

委任状提出：浦川道太郎、桂充弘、川井圭司、酒井俊皓、辻口信良、道垣内正人、中村祐司、吉田勝光
出席監事：諏訪伸夫、鈴木知幸

【審議事項】

1. 入退会について

4名の入会の申込みについてすべて承認された。
永田篤史（朝日新聞所属記者）、吉田毅（東北工業大学ライフデザイン学部）、湯浅亮（平成23年度司法試験合格）、杉山翔一（65期司法修習予定）
なお、2名の退会が報告がなされた。

2. 第19回学会大会の開催について（資料1～3）

白井事務局長より資料1～3が配布され、基調講演、研究発表及び大会当日の体制について次のとおり決定した。

(1)基調講演の司会を井上副会長とする。

(2)シンポジウムの司会は森川理事と佐藤理事。シンポジストは以下のとおり。

河野一郎氏（日本スポーツ振興センター理事長）

宮嶋泰子氏（ニュースキャスター）

鈴木知幸氏（当学会監事）

(3)自由研究発表（各発表とも、発表20分・質疑10分）

A会場（座長：望月理事、吉田理事）

B会場（座長：笠井理事、森理事）

(4)その他

①総会の司会は中村理事が務める。

②懇親会

・会場（大隈会館3階）との連絡は白井事務局長。

・懇親会への誘導及び司会進行は吉田理事。

3. アジア・スポーツ法学会（ASLA）の件

ASLAにおける当学会の対応について、次のとおり対応することが決定した。

①当学会派遣

竹之下副会長、井上副会長、山崎理事及び崔理事

②役割分担

・井上副会長が当学会浦川会長の挨拶文を代読する。

・竹之下副会長は、スポーツ基本法とJSAAの現状についてプレゼンを行う。

- ・山崎理事は井上副会長の発表枠を使ってACASに関するプレゼンを行う。

③アジアスポーツ法学会理事会対応

- ・ASLAの理事は、日中韓の各国から各7名とする規約を確認する。
- ・現在、日本の理事は、菅原哲朗、浦川道太郎、望月浩一郎、竹之下義弘、森川貞夫、井上洋一、小林真理であるが、小林氏を山崎卓也理事に交替する。
- ・仮に、各国の理事が5名ということになれば、浦川、竹之下、井上、菅原、山崎とする。
- ・韓国側が日中韓以外の会員を増やそうとした場合の対応として、すぐに会員とせず、当面、オブザーバー参加であれば認めるとの意見を述べる。また、ASLAの入会基準を作るべきという主張を行う。具体的には、学会員が100人以上いること、学会のHPを公開していること、あるいは学術登録団体として学会誌を発行していることなど。
- ・以上その他、ASLAにおける対応は、派遣者に一任する。

4. 交通費規程案について

白井事務局長より、慣例で処理されていた理事会に遠方より出席する理事の交通費規程（学会大会、研究会を兼ねない理事会について、旅費2000円を超える者に限り、旅費の半額を支給する）を明文化する案が上程され、原案通り承認された。これを受け、今年度第1回理事会から遡って支出する旨が了承された。

【報告事項】

1. 年報について

斎藤理事より、次のとおり、報告がなされた。

①本年度の年報について

- ・一本の原稿を除き、すべての原稿が揃った。
- ・未提出者に対しては、浦川会長より、10月24日（月）までに原稿を送付するよう最後通知を行う。

②自由研究発表の年報掲載について

- ・自由研究発表者は、年報に載せたい場合、投稿論文として改めて投稿する必要がある。
- ・査読制については、厳格にするのではなく、投稿した年の年報に掲載されなくとも、翌年の年報に掲載することも可とする。

2. 『詳解スポーツ基本法』について

(1) 進捗状況

望月理事より、「はしがき」のみ未提出であるが、近日中に提出予定であるので、予定どおり、大会前に発刊できる見通しである。

(2) 出版条件

- 白井事務局長より、成文堂と協議した結果、出版条件が次のとおりまとまった旨報告された。
- ・初刷り2000部とする。
 - ・単価3150円（消費税込み）とする。
 - ・印税は、実売価格×10%とし、初刷りから発生する。但し、初刷りについては、実売数に応じての支払いとする。（後払い）
 - ・成文堂より、300部の買取の要望があったが、当学会において、書籍の買取りは行わないこととし、下記要領にて、販売協力をを行う。
 - ・当学会を通じて購入すれば、2割引とする。当学会から購入者へ郵送する場合、送料は成文堂が負担する。

3. その他

各担当から次のとおり報告がなされた。

(1) 会報（森理事）

- ・大会概要など原稿が揃い次第入稿する。11月下旬発送。
- ・広告を成文堂にお願いする。

(2) ジュニアスポーツフォーラムの件

本年度のジュニアスポーツフォーラムの資料が配付され、告知がなされた。

詳解スポーツ基本法

日本スポーツ法学会編 A5／388頁／3,360円(税込)
すべてのスポーツ関係者に送る「スポーツ基本法」初の解説書！

スポーツ政策論

[編集委員]菊幸一・斎藤健司・真山達志・横山勝彦 A5／522頁／3,675円(税込)

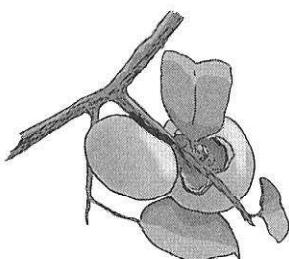
スポーツ政策に関する我が国初の理論的体系書！



成文堂

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町514

<http://www.seibundo.co.jp> 電話03(3203)9201(代)・FAX 03(3203)9206



日本スポーツ法学会 —第19回 大会案内—

第19回大会および総会を下記の要領で開催致します。多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。なお、終了後には懇親会を企画しておりますので、奮ってご参加下さいますようお願い申し上げます。

日本スポーツ法学会会長 浦川道太郎

◆◆◆ 記 ◆◆◆

1. 日 時：2011年12月17日（土）
2. 場 所：早稲田大学9号館5階第1会議室
(西早稲田キャンパス、東京メトロ・地下鉄東西線「早稲田」駅下車)
3. テーマ：スポーツ基本法制定と今後の課題
4. 参加費：会員1,000円、非会員2,000円、学生500円

○受付開始 9時

- 自由研究発表 9時30分～12時
- 総 会 13時00分～13時30分
- 基 調 講 演 13時40分～14時40分
「スポーツ基本法制定と今後の課題」
斎藤健司（筑波大学）
- シンポジウム（14時50分～16時50分）
司会 森川貞夫・佐藤千春
河野一郎（日本スポーツ振興センター理事長）
宮嶋泰子（テレビ朝日アナウンサー）
鈴木知幸（国際武道大学）

- 懇親会（17時30分～19時30分）
早稲田大学・大隈会館3階
懇親会参加費 4,000円

年報編集規程の改正について ～自由研究発表論文の扱いの変更～

日本スポーツ法学会の年報編集規程および原稿執筆要領が一部改正されました。これにより、これまで学会大会の自由研究発表者に対して年報に掲載する原稿の執筆依頼を編集委員会から行うことを取りやめ、毎年3月31日までに投稿論文として投稿者から投稿があった原稿のみを受理する手続に変更することになりましたので、ご連絡申し上げます。

自由研究発表の内容を論文として投稿される場合、またはその他の投稿論文等をご投稿される予定の方は、本年発行の年報卷末に掲載される新しい規程等に基づき、期日までに各自ご投稿くださいますようお願いいたします。また、投稿論文の掲載の可否および内容の修正等については、編集委員会を通して査読審査を行う予定です。

ご不明の点がありましたら、下記の編集委員会までお問い合わせください。

日本スポーツ法学会編集委員会委員長
筑波大学 斎藤健司
電話 029-853-6364
E-mail sportlaw@taiiku.tsukuba.ac.jp

◆ HPアドレス変更のお知らせ ◆

事務局長 白井久明

学会のホームページのアドレスが変わりました。
新しいアドレスは〈http://jsla.gr.jp/〉です。
登録の変更をお願い申し上げます。

スポーツ六法 2011

- ◆法令だけではない面白さ◆スポーツ活動に関わる情報満載まさに百科◆
通知・通達・競技団体規約・各種憲章・判例・仲裁判断等 様々な場面に
【編集代表】小笠原正・塩野宏・松尾浩也
【編集委員】浦川道太郎／川井圭司／菅原哲郎／高橋雅夫
道垣内正人／濱野吉生／森浩寿／吉田勝光
四六判箱入 800頁 本体2,500円(税別)
スポーツ法の導入対話によるスポーツ法学(第2版)
監修: 小笠原正 著: 井上洋一 小笠原正 川井圭司 斎藤健司
著: 諸岡伸夫 濱野吉生 森浩寿 本体2,900円(税別)
スポーツ法学序説 「スポーツ法学」草創期の古典的名著
法社会学・法人類学からのアプローチ 千葉正士 著 本体2,900円(税別)

【編集代表】石川明・池田真朗・宮島司・三上威彦・大森正仁・三木浩一・小山剛

- 法学六法'12** 好評のエントリー六法最新版! 原子力基本法等追加全69法令収録 本体1,000円(税別) 四六判箱入 548頁
標準六法'12 法学教育に、一般利用に、大学院入試に全123法令収録 本体1,280円(税別) 四六判箱入 1138頁

- 保育六法(第2版)** 編集代表 田村和之
関係法令・自治体条例を凝縮した「子育て六法」
本体1,880円(税別) 四六判箱入 712頁
商品スポーツ事故の法的責任 中田誠 著

潜水事故と水域・陸域・空域事故の研究
TEL:03-3818-1019 FAX:03(3818)0344 E-mail:order@shinzansha.co.jp
http://www.shinzansha.co.jp
◎信山社